

平成22年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

警察本部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

| 契約担当組織<br>の名称 | 事業名             | 契約内容                   | 契約締結日     | 契約の相手方           | 契約金額(円)    | 随意契約とした具体的理由  | 根拠<br>法令<br>1 | 適用<br>類型<br>2 |
|---------------|-----------------|------------------------|-----------|------------------|------------|---|---------------|---------------|
| 会計課           | 道路交通情報提供業務委託    | 道路交通情報提供業務委託           | 平成22年4月1日 | 財団法人日本道路交通情報センター | 9,713,000  | 道路交通法施行規則第38条の7の第2項に定める情報提供組織をもつ公益法人が他にないため。              | 2号            | 3イ            |
| 会計課           | 安全運転管理者講習業務委託   | 安全運転管理者講習業務            | 平成22年4月1日 | 社団法人滋賀県安全運転管理者協会 | 8,071,928  | 道路交通法に基づく講習を開催するために必要な専門知識及び技能を有する適当な団体が他に存在しないため。        | 2号            | 3イ            |
| 会計課           | 原付講習委託          | 原動機付自転車運転免許取得時における講習業務 | 平成22年4月1日 | 財団法人滋賀県交通安全協会    | 12,933,432 | 道路交通法施行規則第38条の3の規定により滋賀県公安委員会から当該講習の受託を認められた唯一の団体であるため。   | 2号            | 1             |
| 会計課           | 運転免許証更新時講習委託    | 運転免許証の更新時に行う講習業務       | 平成22年4月1日 | 財団法人滋賀県交通安全協会    | 99,349,984 | 道路交通法施行規則第38条の3の規定により滋賀県公安委員会から当該講習の受託を認められた唯一の団体であるため。   | 2号            | 1             |
| 会計課           | 停止処分者講習委託       | 運転免許の停止処分者に対する講習業務     | 平成22年4月1日 | 財団法人滋賀県交通安全協会    | 27,714,726 | 道路交通法施行規則第38条の3の規定により滋賀県公安委員会から当該講習の受託を認められた唯一の団体であるため。   | 2号            | 1             |
| 会計課           | 運転免許事務委託        | 運転免許関係事務の業務            | 平成22年4月1日 | 財団法人滋賀県交通安全協会    | 65,004,850 | 道路交通法施行規則第31条の4の2の規定により滋賀県公安委員会から当該事務の受託を認められた唯一の団体であるため。 | 2号            | 1             |
| 会計課           | 運転免許証更新通知事務委託   | 運転免許証更新通知業務            | 平成22年4月1日 | 財団法人滋賀県交通安全協会    | 16,476,203 | 道路交通法施行規則第31条の4の2の規定により滋賀県公安委員会から当該事務の受託を認められた唯一の団体であるため。 | 2号            | 1             |
| 会計課           | 指定自動車教習所仮免許事務委託 | 指定自動車教習所における仮免許事務      | 平成22年4月1日 | 彦根自動車教習所株式会社他18者 | 13,140,000 | 道路交通法施行規則第31条の4の2の規定により滋賀県公安委員会が指定する指定自動車教習所と規定されているため。   | 2号            | 1             |

| 契約担当組織<br>の名称 | 事業名                          | 契約内容                            | 契約締結日      | 契約の相手方            | 契約金額(円)     | 随意契約とした具体的理由   | 根拠<br>法令<br>1 | 適用<br>類型<br>2 |
|---------------|------------------------------|---------------------------------|------------|-------------------|-------------|--|---------------|---------------|
| 会計課           | 違反者講習委託                      | 軽微な交通違反者に対する講習業務                | 平成22年4月1日  | 財団法人滋賀県交通安全協会     | 16,613,730  | 道路交通法施行規則第38条の3の規定により滋賀県公安委員会から当該講習の受託を認められた唯一の団体であるため。  | 2号            | 1             |
| 会計課           | 高齢者講習委託                      | 高齢者に対する免許証更新前の講習業務              | 平成22年4月1日  | 彦根自動車教習所株式会社他18者  | 126,953,844 | 道路交通法施行規則第38条の3の規定により滋賀県公安委員会が指定する指定自動車教習所と規定されているため。  | 2号            | 1             |
| 会計課           | 高齢者講習委託                      | 高齢者講習の管理事務、通知事務業務               | 平成22年4月1日  | 社団法人滋賀県指定自動車教習所協会 | 9,834,405   | 道路交通法施行規則第38条の4の3の規定により滋賀県公安委員会から当該事務の受託を認められた唯一の団体であるため。  | 2号            | 1             |
| 会計課           | 風俗営業所管理者講習及び営業許可申請に伴う調査等業務委託 | 風俗営業所管理者に対する講習及び営業許可申請に伴う調査等の業務 | 平成22年4月1日  | 社団法人滋賀県防犯協会       | 6,270,288   | 当該団体は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第1項により滋賀県公安委員会から唯一、風俗環境浄化協会に指定されており、同条第2項により風俗営業所の管理者に対する講習並びに風俗営業の許可申請に伴う調査等を行うものと規定されているため。 | 2号            | 1             |
| 会計課           | 物品購入                         | 車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)4月        | 平成22年4月1日  | 滋賀県石油協同組合         | 21,944,500  | 警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため。                                      | 2号            | 3イ            |
| 会計課           | 物品購入                         | IC運転免許証作成材料消耗品(単価契約)            | 平成22年4月6日  | 株式会社DNPアイディーシステム  | 179,481,750 | 機器開発業者である左記業者以外の者では製造、販売していないため。   | 2号            | 3イ            |
| 会計課           | 物品購入                         | 車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)5月        | 平成22年4月30日 | 滋賀県石油協同組合         | 22,885,500  | 警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため。                                      | 2号            | 3イ            |
| 会計課           | 物品購入                         | 車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)6月        | 平成22年5月31日 | 滋賀県石油協同組合         | 23,037,000  | 警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため。                                      | 2号            | 3イ            |
| 会計課           | 物品購入                         | 車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)7月        | 平成22年6月30日 | 滋賀県石油協同組合         | 22,247,500  | 警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため。                                      | 2号            | 3イ            |